

第106回行政苦情救済推進会議 議事概要

- 1 日時：平成29年6月16日(金) 15:00～17:00
- 2 場所：中央合同庁舎第2号館 共用1001会議室

3 出席者

座長	秋山 收		
	小野 勝久		
	小早川 光郎		
	高橋 滋		
	松尾 邦弘		
	南 砂		
(総務省)	行政評価局長	讃岐 建	
	大臣官房審議官	古市 裕久	
	行政相談課長	菅原 希	
	行政相談業務室長	田中 英人	

4 議題

(1) 事案

- ① 単身赴任者に対するすまい給付金の申請要件の緩和（新規）
- ② 精神障害者保健福祉手帳の更新手続の改善（新規）

(2) 報告

(あっせん)

- ① 標準報酬月額決定における報酬月額の算定の特例の見直し
- ② 視覚障害の障害年金受給者宛ての年金額改定通知書の改善
- ③ 刑事施設に収容されている者に対する国民健康保険等の保険料の減免に関する取扱いの周知の促進
- ④ 保育所に入所できないことを事由とする育児休業手当金の延長要件の見直し

(回 答)

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善
- ② 児童扶養手当の現況届の提出の見直し

5 議事概要

(1) 事案

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。

① 単身赴任者に対するすまい給付金の申請要件の緩和

(小野委員)

住民票を赴任先に移した単身赴任者に対しても、すまい給付金の申請を認めるべきであると考えており、遡及すると大変な作業が伴うことは承知の上であるが、仮に現行制度の問題点を指摘して裁判等に発展した場合は、どのように対応していくのか。

(小早川委員)

住宅ローン減税とすまい給付金の両制度で単身赴任者の取扱いの整合性をとるのがポイントになる。裁判に発展した場合については、ローン減税とは異なり、すまい給付金は法律で定められているものではないため、そもそも権利性が認められないのではないかと思われる。ただ、単身赴任者に対する申請要件について住宅ローン減税とすまい給付金の間で違いがある点に合理的根拠がなければ、国土交通省に改善を促すべきであるとする。調査結果によると、国土交通省は、申請要件に差があるのは仕組みの違いによると説明しているようであるが、合理的根拠について更に説明があるのであれば伺いたい。

すまい給付金に権利性が認められないことを前提にすると、遡及するとどれほどの予算措置が必要になるのかという財政上の問題が議論になると考える。

(松尾委員)

すまい給付金では「自ら居住する者」を申請要件とし、ローン減税では「その者の居住の用に供した場合」を申請要件としており、全く同じではないが違うものとして見る必要があるのかという点に帰着する。

取得住宅に住民票がない単身赴任者に対してすまい給付金の申請を認めた場合、現行と比較してどれほどの財政的な負担が生じるのかという点が議論になると考えられ、大きな負担を伴う場合はやはり国庫負担の観点から認めるべきではないとの意見が出るかもしれないが、単身赴任者の取扱いを両制度で異にする合理的理由を説明できるものではないと考える。

(高橋委員)

すまい給付金の要件である「自ら居住する者」は、閣議決定の中に記述されていることから、場合によっては閣議決定の文言の見直しもあるということか。

(事務局)

そのとおりである。

(秋山座長)

すまい給付金について、一時的な単身赴任者を「自ら居住する者」と解釈して申請を認めることも常識的に考えると可能かもしれない。

国土交通省は、「自ら居住する者」という文言を他の取扱いにおいても使っていたのではないかと思われる。すまい給付金では「自ら居住する者」という文言を使い、住宅ローン減税では「その者の居住の用に供した場合」の文言を使っているが、有意な違いがあるとは考えられない。

(松尾委員)

単身赴任者には週末に取得住宅の家族の元に帰る者や長期間帰らない者がいるなど居住の形態が様々であるため、一時的な単身赴任者の線引きが難しい。

すまい給付金の「自ら居住する者」と住宅ローン減税の「その者の居住の用に供した場合」の解釈を異にしないといけない強い理由はないと考えられ、国民からみて同等に扱うのはおかしいということであれば、裁判になった場合は、国が不利になると思われる。

(南委員)

住宅ローン減税やすまい給付金の申請要件については、単身赴任以外で不都合が生じるケースがないか検討したところ、単身赴任以外のケースは考えられなかった。一方、住民票に依拠するために不合理が生じているケースがほかにないか考えたところ、例えば長期入院している子供を院内学級で教育を受けさせたい場合、病院のある自治体に住民票がないといけない場合がある。このように住民票が有名無実化しているケースがあることを踏まえると、やはり住民票に依拠するのではなく、家族の生活の実態等に合わせて判断するのが、住民感覚ではないかと思われる。すまい給付金は、所得が低い人を救済する制度であるにもかかわらず、住民票がないという理由で申請が認められないのは、住民感覚からすると違和感がある。

(小早川委員)

すまい給付金は、一時金の給付であるから、住宅の引渡しを受けた日から起算して1年3か月以内に申請を行わなければならないものである一方、住宅ローン減税は、ローンが残っている限りは最大10年間に渡り継続して適用される措置である。この制度の違いを踏まえると、むしろ単身赴任者には住宅ローン減税ではなくすまい給付金の申請が認められてよいものと考えられるが、現行の運用では逆になっている。こういった点からも、現行の運用には不公平感が大きいと思われる。

(秋山座長)

全委員の考え方の方向は一致しており、住宅ローン減税とすまい給付金の制度の趣旨が同じであれば、単身赴任者に対して同じ運用をするのが適当であり、また、住民票に依拠することが原則ではあるが、単身赴任者のように住民票に依拠するのが適当ではない例が多数あるということである。遡及を認めるかについては、将来に向かっ

での運用の改善も一つの改善であるので、遡及できないという理由で、改善する必要がないということにはならない。よって、国土交通省に対してあっせんをする方向で事務局には努力いただきたい。

② 精神障害者保健福祉手帳の更新手続の改善

(秋山座長)

精神障害者保健福祉手帳の更新手続について、新しい手帳を交付する取扱いと更新事項を記載する取扱いがあるようだが、それぞれどういった場合に行われるのか。

(事務局)

手帳は、4回分の更新欄が設けられている。既存の手帳の更新欄が全て使われている場合には、新しい手帳が交付されることとなる。更新事項の記載の取扱いとは、既存の手帳の更新欄に新たな有効期限を記載することをいう。また、既存の手帳の更新欄が残っている場合でも、更新手続の度に新しい手帳を交付する取扱いをしている都道府県もある。

(秋山座長)

障害等級が変更になった場合はどのように手帳が更新されるのか。

(事務局)

障害等級の記載部分を変更する都道府県もあれば、手帳を新たに交付するところもあると考える。

(小野委員)

手帳は2年ごとに更新が必要で、更新手続の期間中障害者であることの証明がないということであるが、更新審査の結果、障害状態と認定されない事例は多いのか。

(事務局)

認定されない事例の具体的な数は分からないが、多くはないようである。更新中であることを示す証明書等を発行することについて、いくつかの市町村に聞いてみたところ、審査の結果、障害等級が変わる場合や障害状態が認定されない場合があるため、消極的に考えているところがあったが、障害状態が認定されないことが多いため、発行しないという回答はなかった。

(小野委員)

手帳の有効期限が切れたために口頭で障害者であることをバス等で説明することは、障害者にとっては負担であると思われる。

そもそも市町村は、更新手続を1か月で行うよう業務を改善する必要があると考えるが、改善の余地がなく、また、手帳は更新されるのが前提であるのであれば、手帳の更新手続が遅れて、有効期限が過ぎてしまう場合に備えて、更新中であることを示すシールを手帳に貼るなどの対応が考えられる。

(松尾委員)

手帳の所持者の中には負い目を感じている方も結構いると思われる。そのような方に負担をかけるような手続となっているのは問題であり、配慮が十分といえない。社会で精神障害者を援助するというのが、この手帳制度の前提であると考えられるため、行政コストの問題があるということで片付けるのは適切ではない。手帳の更新手続について、担当者の意識を改める必要がある。そうすると、更新期間を短縮することができると思うし、手帳にシールを貼るという対応もされるのではないと思う。

また、手帳の更新に6か月かかる場合があることについては、問題点があれば指摘する必要がある。

(小早川委員)

手帳の更新申請について認定結果が出るまでは、精神障害者であるという証明がされないというのはそのとおりであるが、有効期限内に更新手続が完了しなかった責任が、行政側にあるにもかかわらず、有効期限が切れたために申請者が援助を受けられないというのはおかしい。むしろ障害状態にないと認定されない限りは、手帳所持者の障害状態の認定を有効なものとして扱う必要があると考える。

(高橋委員)

精神障害は、障害状態が変動するため、障害等級が変更になる場合が多く、認定されない場合もあり、申請者からの不服申立ても多いことを踏まえると、更新手続で審査するのが重要であるというのは理解できる。

手帳の交付は自治事務ではあるが、厚生労働省は技術的な助言として、更新手続に時間を要している場合の対応の好事例などを周知するのがよいと考える。更新手続に3か月かかる都道府県があることについては、更新手続中に手帳の有効期限が切れて、申請者の手元に障害を証明する有効な手帳がないのは行政側の責任であるので、更新中の証明書を発行する等の代替手段が必要で、その取組を周知することを厚生労働省に働きかけることは必要であると考えます。

(秋山座長)

理想的なのは、有効期限までに更新手続を終わるようにすることであろう。そこで、更新申請の案内を送ること、また、有効期限までに手続が終わらない場合に、更新中の証明書を発行する等の代替手段をとること等を各都道府県に周知することを働きかけるとともに、更新手続に6か月もかかるようなことは、処理手順の検証等により解消させていく方向で、厚生労働省にあっせんすることを事務局にお願いしたい。

(2) 報告

事務局から、以下について概要を報告した。

(関係機関にあっせんしたもの)

① 標準報酬月額の見直しにおける報酬月額の算定の特例の見直し（平成29年3月24日）

日に厚生労働省にあっせん)

- ② 視覚障害の障害年金受給者宛ての年金額改定通知書の改善 (平成 29 年 3 月 24 日に日本年金機構にあっせん)
- ③ 刑事施設に収容されている者に対する国民健康保険等の保険料の減免に関する取扱いの周知の促進 (平成 29 年 3 月 28 日に厚生労働省にあっせん)
- ④ 保育所に入所できないことを事由とする育児休業手当金の延長要件の見直し (平成 29 年 3 月 28 日に総務省自治行政局にあっせん)

(回 答)

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善 (平成 29 年 4 月 14 日に厚生労働省からあっせんに対する回答を受領)
- ② 児童扶養手当の現況届の提出の見直し (平成 29 年 5 月 10 日に厚生労働省からあっせんに対する回答を受領)

以 上